

# 電気通信事業紛争処理委員会（第110回）議事録

## 1 日時

平成22年11月25日（木）午前9時58分から午前11時36分まで

## 2 場所

第4特別会議室（総務省8階）

## 3 出席者

### (1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実、  
 淵上 玲子（以上5名）

### (2) 特別委員

加藤 寧、白井 宏、寺澤 幸裕、樋口 一夫、森 由美子（以上5名）

### (3) 総務省総合通信基盤局

犬童 周作 電気通信事業部事業政策課市場評価企画官

### (4) 西日本電信電話株式会社

高橋 成剛 相互接続推進部部長 他

### (5) 事務局

佐村 知子 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、  
 濱崎 末盛 上席調査専門官

## 4 議題及び議事概要

### (1) 電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答、その後意見交換を行った。

### (2) 第2回国際通信調停フォーラム等の報告について【公開】

第2回国際通信調停フォーラム等の報告について、淵上委員及び事務局から報告を受け、質疑応答、その後意見交換を行った。

### (3) その他【公開】

次回の委員会の開催日程については、事務局において別途調整の上、周知することとした。

### (4) 関西ブロードバンド株式会社からのあっせん申請事件に係る西日本電信電話株式会社からの報告について【非公開】

関西ブロードバンド株式会社とのあっせん合意事項に基づき、西日本電信電話株式会社から報告を受け、質疑応答、その後意見交換を行った。

※ 議題(4)については、会議を公開することにより、当事者の権利利益を害するおそれがあるため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催した。また、同様の理由により、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、議題(4)についての会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

## 5 議事内容

### <開会【公開】>

【龍岡委員長】 おはようございます。定刻より少し前ですがけれども、今日御出席の御予定の方がそろわれましたので、第110回の紛争処理委員会を開催いたします。

本日は委員が5名出席していますので、定足数を満たしております。また、5名の特別委員にも出席いただいております。

本日の会議では、議事次第にありますとおり、4つの議題を予定しております。議題1、議題2及び議題3につきましては、公開での開催といたします。議題4の「関西ブロードバンド株式会社からのあっせん申請事件に係る西日本電信電話株式会社からの報告について」は、会議を公開することにより当事者の権利利益を害するおそれがありますので、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開での開催といたします。したがって、傍聴者の皆様方には非公開とする審議が始まる前に退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

### <議題(1) 電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要について(総合通信基盤局からの説明)【公開】>

【龍岡委員長】 最初は、議題1の「電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要について」であります。本件につきましては、総務省総合通信基盤局事業政策課の犬童市場評価企画官から御説明をいただくことになっております。それではよろしくお願いいたします。

【犬童市場評価企画官】 事業政策課の犬童と申します。おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日、「電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要」ということで、もう既に競争評価については詳しく御承知の先生方も多いかと思いますが、今日は競争評価の大きな枠組みに若干触れさせていただきまして、その後2009の概要、それから今後の競争評価の課題についても最後に若干述べさせていただきまして、説明に代えさせていただきます。

早速ですが、資料1の2ページ目を御覧ください。1985年の電電公社民営化からもう約四半世紀、25年ぐらいたっておりますけれども、もう既に電気通信市場の新規参入者というのは約1万8,000事業者となっております、競争はもうかなり進んでいる状況にあります。この絵にありますように、電電公社の民営化当時は電話がメインの時代ですので、このころから競争の導入、それから競争の促進という段階を経て、競争の促進の段階においては、この電気通信事業紛争処理委員会も作られて、競争の強化ということが行われてきたんですけれども、2000年に入りまして、インターネットといえますかブロードバンド、IP化が進んでまいりまして、競争の規制の枠組み自体も従来の事前規制から事後規制へと転換を図っております。そういった中で、事後規制に移行していくに当たっては、市場を的確に評価していかなければいけないだろうということで、この市場評価という仕組みを設けたところであります。昨今、ブロードバンド化、それからモバイル化、それからネットワークレイヤに限らず、上位レイヤ、下位レイヤを含めて情報通信産業というのは市場が広がっておりますので、そういった中で競争評価というのをどうとらえていくかというのが今後の課題になってくるかと思っております。

今、そういう状況にありまして、次のページを見ていただきますけれども、競争評価の大きな流れでございますが、まず、基本方針、大きな考え方を定めまして、これに従いまして、これは具体的にどういった市場を対象にするのか、そういった市場に対してどのような情報の集め方、分析の仕方をするのかというのを実施細目として定めます。その後、その実施細目に従いまして情報を収集し、実際の対象となる市場を画定、その市場における競争状況の分析、評価という手順を追っていくこととなります。そういう手順の中で、やはり中立的といえますか、第三者的な立場からいろいろな意見をいただくことが適切だろうということで、この仕組みには競争評価アドバイザリーボードというものが設けてありまして、約10名ぐらいの有識者の方々にメンバーになっていただきまして、市場評価について助言をしていただいているところでございます。

次のページでございますが、じゃあ、今年の2009年においてどのような内容で実施

したかということでありまして、2003年からこの制度を導入しております、当初は評価手法というのがそんなに固まっていなかったものですから、実際にはアドホック的にテーマを選んで評価を行っていたのですけれども、最初の2003年から2005年の制度の導入期を経まして、2006年度以降については定点的評価と戦略的評価の二本立てとしております。定点的評価といいますのは、固定電話とかそういった主要な通信サービスを継続的に評価する、戦略的評価といいますのは、その時々に応じた特定のテーマに焦点を絞って評価を行う、という二本立ての構成にしたものであります。

2009年度におきましても、この2つの観点から、まず1つは定点的評価として、これは従来から行っているのですけれども、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けのネットワークサービスの4分野を扱います、戦略的評価については、2003年の導入以来、既に七、八年たっていたということもありまして、これまでの競争評価の総括と、これまで蓄積されたデータの有効活用という観点から、1つがモバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析、もう1つが電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析、この2つのテーマを取り上げたところでございます。

次のページをお開き願います。6ページになります。

まず、定点的評価に関する市場でございまして、従来から4つの領域に分けて行っておりまして、固定電話については、NTT東西の加入電話、それから、これはKDDIとかソフトバンクテレコムが行っているサービスでございまして、直収電話、それからジェイコムさんのようなケーブルテレビが行うケーブルテレビ電話、それからOABJ-IP電話、これは今、十数社ぐらい参入しておりますけれども、光を使いましたIP電話の領域でございまして。

それから部分市場としまして、部分市場といいますのは、市場の中で一定の独立性があるものについて取り上げて行うものでありますけれども、1つが、従来からマイラインとかマイラインプラスということで行っているサービスである中継電話の市場。それから、これは光と違いまして、ADSL上で行うIP電話を050-IP電話として取り上げております。

それから右側に移りまして、移動体通信領域の市場画定、これは携帯電話とPHSを一体的に扱っておりますけれども、携帯の場合は音声とパケット通信、基本的には契約上1つのものとしてとらえられておりますので、携帯電話・PHSということで1つ大きく

にしてあります。

それから下に移りまして、インターネット接続領域の市場画定でございますけれども、これにつきましては、サービスと回線というふうに分けておりますが、回線というのは、下のほうにありますように、ダイヤルアップ、ISDNというナローバンド、それからADSL、光ファイバのFTTH、CATVといったブロードバンド、この2つの領域と、その物理的なネットワークの上で行われているサービスのISPサービス、インターネット・プロバイダ・サービスでございますけれども、そういったものに分けて展開しております。この中で、ナローバンドと書いていますダイヤルアップ、ISDNにつきましては、そもそももう市場が小さくなっておりますので、このダイヤルアップ、ISDNのナローバンド市場については現在では分析を行っておりません。

それから法人ネットワーク向けサービス領域ということで、専用線サービスとか、従来からのWANサービスといった分野についても市場の画定を行ってサービス動向を見ていくところであります。

このページでちょっと留意していただきたいのが、1つは、移動体通信領域の市場画定の右側のほうに公衆無線LANとありますが、これは大きな市場にはなっているのですが、これまでデータ入手が困難だということで、市場として分析を行ってない分野です。それから、下のインターネット接続領域の中の、これも右側に小さく書いてあるんですが、ワイヤレスブロードバンドというのがありまして、このワイヤレスブロードバンドについても、これまで市場としてとらまえておらずに、分析を行っておりません。おそらく、これからブロードバンド化、モバイル化というのが1つのトレンドになってくる中で、今までとらえていなかった公衆無線LANとかワイヤレスを使ったブロードバンド、こういったものの市場をどうとらまえていくのか、それをどう分析していくのかというのがこれからの課題になってくるかと思っております。

次のページで、市場分析に当たっての1つのメルクマールとして市場支配力という概念があります。この市場支配力というのを存在と行使というふうに段階を分けて分析しているのですが、まず、存在でございますけれども、ここに書いてありますように、市場構造や競争状況等を総合的に勘案した上で、市場支配力を行使し得る地位にある事業者が存在するか否かを分析したものです。これが存在しないと言えない場合には、市場支配力が存在するとまず判断をします。ただ、これは独禁法上も市場支配力が存在するだけでは問題とするわけではなくて、実際に存在する市場支配力が行使された段階で問題になってく

るといふことで、2つ目の評価の段階が出てきます。市場支配力が存在すると判断した場合は、次に規制等の政策の存在、それから短期的な市場環境等を加味した上で、市場支配力が実際に行使される懸念があるかどうかを分析して、懸念がないと言えないような場合には、市場支配力が行使される可能性があるとして判断して問題視していくことになると思います。

といった大きな流れの中で市場を評価していくのですが、実際には、市場における事業者のシェアとか、不可欠設備があるのかないのかとか、市場の成熟度、あるいは事業者の参入数等々、いろいろな要素を加味していますので、こういった状況になったときにこういう存在あるいは行使となるのかというのは判断がなかなか難しいところではありますけれども、実際はこういう形でやっているということでございます。

次のページを開いていただきまして、まず定点的評価の2009における主な結果ということでもあります。ここに書いてあります先ほどの4つの領域におけるそれぞれの市場において、まず市場集中度、これはハーフィンダール指数というのをとるのでありますが、この数字が、下のほうに書いてありますが、ゼロから1万という値になります。これはどういう数字かといいますと、各事業者のシェアを2乗してそれを足すということでもあります。例えば、80%の事業者がいると、あと20%の事業者、2社で100%持っているとする80の2乗プラス20の2乗ということで、6800という数字が出てくることになります。基本的には、1800以上あると、ある程度高度に市場が集中しているというふうにとらえておりまして、ここで見ますと、例えば固定電話は6951、それから一番下の専用サービスは8354と、かなり高度に市場が集中しているというふうにとらえる。一方、ケーブルインターネット、ISPのところは1483、1557ということで、ここはそんなに市場が集中していないというふうに見られるということでもあります。

その中で、市場集中度といいますが、NTTグループが基本的には問題になってくるのですが、そのシェアがどれくらいあるかというのをその右の欄に掲げております。例えば、固定電話では6951の市場集中度に対して、NTTグループのシェアは82.9%ということで、かなり高度に独占市場、寡占市場ということになっているということでもあります。

次のページを御覧ください。そういった市場のシェアを見た上で、各市場における事業者数とか価格動向、利益水準等を総合的に勘案しまして、先ほどの市場支配力の存在、それから行使というものを検証したのがこの図であります。

先ほど申しました固定電話とか専用サービスというのは、もう単独でも市場支配力があるというふうに言えますので二重丸となっておりますし、あるいは、単独又は協調、協調といえますのは、上位数社で市場を独占、寡占的に支配するという意味でございますけれども、単独・協調という形で市場支配力が存在するといったものが幾つかあります。先ほど申しましたように、ケーブルインターネット、I S Pといった分野については、そういう市場の支配力がそもそもあまりないという判断になるかと思えます。

そういう存在があったときに、では市場支配力の行使がされているかどうかということで、現時点では、行使とまではいっていませんけれども、一部の市場においては行使される懸念があるかもしれないということで、幾つかの指摘をさせていただいているのがこのコメントでございます。例えば固定電話であれば、光サービスへの移行ということでブロードバンドへのレバレッジの懸念があるのではないかとか、それから携帯電話・PHSについては料金の透明性確保とかプラットフォームの互換性を注視すべきといったような懸念は幾つか見られるところでございます。

それから次のページに移りまして、これは実際の数字でございますけれども、まず、N T T東西のシェア、固定電話でございますが、減少傾向になっております。2010年の3月末時点で82.9%。ハーフィンダール指数は、先ほども言いましたように6951ということで、かなり高い水準にあるという数字が出ています。

今、固定電話市場の概略を説明しましたけれども、主な評価結果としてまとめたのがこの図でございます。まずN T T東西のシェアは依然として高い水準にあるということで、単独で市場支配力を行使する地位にある。ただ、電気通信事業法上、第一種指定電気通信設備に係る競争ルールとか、そういったものがある程度機能しているということから、市場支配力を実際に行行使する可能性は低いだらうというふうに考えられます。

一方で、2010年2月にN T T西日本に対しまして、第一種指定電気通信設備に係る情報を子会社を使って別の目的に使っていたということから、業務改善命令を行っておりますけれども、そういった事案も一方では、個別の事案ではございますけれども発生しております。競争ルールがしっかり守られているかどうかについては、政府としてもしっかりと見ていく必要があるだらうというふうに書いております。

また、これも、C) のところに書いてありますけれども、固定電話領域から、例えば光サービスへの移行ということで、ある程度固定電話市場を独占的にシェアしているN T T東西のレバレッジというのがかなりきいてくる可能性がありますので、注意が必要だらう

というふうにしております。

それから中継電話市場でございますが、これはマイラインといったものでございますけれども、これはNTTグループのシェアは、2010年3月末時点で、市内が75.3%、県内市外が73.5%、県外が72.5%、国際が66.4%と、いずれも高水準にありますので、市場支配力を行使する地位にあるとは言えるんですけども、一方で、0ABJ-I P電話の割合が高まっていること等を踏まえまして、支配力を行使する可能性は低いというふうにとらまえております。

それから050-I P電話、ADSL上のI P電話でございますが、これにつきましては、上位のシェアは接近していきまして、上位3社で84.3%を占有しているのですが、シェアの傾向としては横ばいということで、複数事業者が協調して市場支配力を行使する地位にあるとは言いつつも、実際に行使する可能性は低いというふうに判断しております。

続きまして、携帯電話・PHS市場でございますけれども、携帯電話・PHS市場全体で見ますと、契約数は1億契約を上回っております。伸びは若干鈍化してきておりますけれども、増加傾向にあります。一方で、PHSというのは、最近のスマートフォンを含めて携帯電話のほうに吸収されつつありまして、PHSとしての契約は減少傾向にあるという数字が出ています。

次のページ、13ページでございます。全体市場における上位3社、ドコモ、KDDI、ソフトバンクのシェアが94.4%で、ハーフィンダール指数が3461ということで、若干減少傾向にあるんですけども、依然高水準で、上位3社による寡占的な状態にあります。ドコモのシェア自体は48.2%ということで、おおむね横ばいでございますけれども、依然、市場全体の5割弱のシェアを有している状況であります。

次が14ページでございます。移動体通信市場の主な評価結果ということで、ドコモのシェアは48.2%で、依然として高い水準にあります。移動体通信市場といいますのは、周波数の有限希少性とかサunkコストの存在、規模の経済性といったことから寡占的な市場構造ができやすい環境にありますけれども、スイッチングコスト、事業者を替わるときのコストの高さは依然として大きいということから、NTTドコモが市場支配力を行使し得る地位にあるというふうに判断しております。

一方、支配力を行使する地位にあると判断しているのですが、電気通信事業法上の接続義務、あるいは禁止行為等の規制の措置、それから第二種指定電気通信設備制度の



運用に関するガイドライン等により一定の規制が効いていることから、単独で市場支配力を行使する可能性は低いのではないかとこのふうにとらまえております。

一方、今後、FMCといわれる固定と無線の融合型サービス、あるいはLTEといった新たなサービスが登場するに従いまして、この市場の支配力の行使の在り方についても引き続き注視していくことが必要だというふうにとらまえております。

次がブロードバンド市場でございますけれども、ブロードバンド市場の契約数は、2010年3月末で3187.7万契約ということで、引き続き増加しているというところでございます。

次のページに移っていただきまして、ブロードバンド市場におけるシェアでございますけれども、NTT東西、ソフトバンクグループ、イー・アクセスの上位3社で約7割で推移しております。ここが今後一番大きな問題となってくるのではないかと思いますけれども、光ファイバの伸びを背景にNTT東西のシェアが伸びてきておりまして、ソフトバンク、イー・アクセスのシェアが一方で低下していると。これはどうしてもメタルというものから置き換えていくことになっていくと思いますけれども、そのNTT東西は、メタルを持っているという強みがありまして、NTT東西のシェアが増えていっているというところでございます。昨今、光の道ということでいろいろと報道もされていると思いますけれども、おそらく、この光市場をめぐるどういった競争政策を打っていくのかというのが大きな課題になってくるというところでございます。

次の17ページに行ってくださいまして、契約回線数の推移と純増数ということで、10年3月末で1778.9万件、うち、集合住宅向けが721.5万、戸建て・ビジネス向けが1057.4万ということで、普及が本格化している状況にあります。

それから18ページ目を見ていただきまして、事業者回線数のシェアでございますけれども、NTT東西、電力系事業者、KDDIの3社で91.7%ということでございます。そのうちでも東西のシェアは、先ほど申しましたように74.4%というふうが増えておりまして、依然として高い水準で伸びてきているというところでございます。

次のページに、ブロードバンド市場の主な評価ということで、NTT東西のシェアというのがかなり拡大しつつあるというところでございますので、ある程度、NTT東西が単独で市場支配力を行使する存在があるということではありますが、競争ルールが存在により、今のところ行使する可能性は高くないと見ておりますけれども、光の分野だけNTT東西が逆に伸びてきていますので、ここだけは注視していく必要があるというふうにとらまえて

ております。

それからADSL市場については、基本的にはこれから縮小局面にありますので、それほど問題になることはないかと思っております。

それからCATVインターネット、これは光ファイバの整備の中で、ある程度今後伸びてくるとは思っておりますけれども、CATVインターネット市場だけを見ると、そこまで市場支配力を単独・協調で有する事業者は存在しないというふうにはとらまえております。

続きまして、戦略的評価ということで、アドホックにテーマをとらまえてやるものがございますけれども、21ページ目を御覧ください。1つは、電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析ということで今回取り上げさせていただきましたけれども、従来、利用者アンケートを行って毎年情報を収集していたのですが、単年度の分析だけで終わってしまっていて、時系列的に分析をしていなかったということから、どういう消費者選好の経時的な変化があるのかというのを分析したものがこの評価であります。

次のページを御覧ください。利用者の選択ということで、固定電話については、当然のことながら、メタルの電話から光への移行が徐々に進展しているということでありまして、ブロードバンドについてもADSLから光へのマイグレーションであります。これも記載させていただいていますが、NTT東西のシェアは増加している一方、ソフトバンクのシェアは減少しているといった特徴が出てきております。

それから移動体通信については、第2世代携帯電話から第3世代携帯へのマイグレーションが急速に進展している。一方でPHSについては3%前後のシェアで横ばいということで、定点的評価で行った指標分析と同じような結果が出ているところでございます。

次に、インターネット・携帯電話のアプリケーションに関する利用動向ということでございますけれども、実は、この図を見ていただくと分かるように、2007年にこの分野の統計、アンケートをとっていないということから、ちょっと不連続になっていることと、基本的には、4つの項目でアンケートをとっているのですが、オンラインショッピング、ネットバンキング、無料音楽配信、無料動画配信といった4つの項目でアンケートをとっているのですが、今、やはりアプリケーションが多様化していますので、この数字から確定的なことは何とも言えないのですが、少なくとも、もう少し、今、アプリケーションレイヤも含めていろいろなサービスが登場してきておりますので、そういったものを踏まえて今後しっかりと把握していく必要があるなというふうにはこの分野では考え

ています。

それから次のページに移っていただきまして、これが問題のメタルから光ということなのでございますけれども、光ファイバに移行する前にどういった回線を利用していたかということで、利用者アンケートで5割以上がやはりADSLということで、その中で特にNTT利用者の割合が高い。メタルから光に行くときに、NTTの設備が移行しやすいということですので、当然、NTTにある程度集まるのは仕方ないのですが、ここで特徴的なのが、2つ目のポツと3つ目のポツにありますように、ADSL利用者における光への移行希望については5割以下となっております、2009年度は前年度に比べまして割合が低下している。また、固定電話についても光IP電話に変更を希望する人は20%以下となっております、割合が低下と。何を示しているかといいますと、基本的には、光に移りたい人はもう既に移ってしまっていて、光のサービスがそれほど必要じゃないという方々がまだ残っていらっしゃるのだと思いますけれども、そういった方々は光に移行する希望があまりないと。1つは、やはり利活用の面で、ある程度キラーコンテンツとかそういったものがない以上は、なかなか移りづらいというところもあると思うのですが、単なるインフラ整備だけではなくて、これから利活用の促進が必要だということを示しているデータだと思っております。特に、医療とか教育とか、そういった公共型のアプリケーションというのが出てくると、ある程度利活用も進んでいくのではないかとこのふうにとらまえているところでございます。

続きまして、FTTH・IP電話・3G携帯電話の組み合わせということで、光とIP電話の両方を利用している方の割合というのは2005年から上昇しております、2009年は33%。それから、ブロードバンド・携帯電話の両方に加入している方のうち、光と3G携帯電話の両方を利用している方についても伸びております、2009年は56%ということで、光とIP電話、それから3G携帯というものの両方を活用されている方が多いかと思えます。

それから次のページは参考ということで割愛させていただきまして、27ページに行ってくださいまして、今回の評価結果ということですが、基本的には定点的評価と同じような分析結果が出てきているのですが、先ほど申しましたように、もう少しデータを充実化する必要がありまして、今後の検討課題というふうに見ております。

次のページ、29ページに行ってくださいまして、2つ目の戦略的評価ということで、これまでの競争政策といったものが、ブロードバンド市場、モバイル市場にどの程度影響

したのかということ进行分析したものであります。分析対象というところにありますように、携帯電話市場についてはナンバーポータビリティ、それからMVNO、端末価格と通信料金の区分の明確化について経済効果を算定しております。それからADSL市場については、アンバンドルルール、それからコロケーションルール、接続料の低廉化ということについて経済効果を算定する。光については、アンバンドルルール、コロケーションルール、線路敷設基盤の開放、接続料の低廉化ということで経済効果を算定したものであります。

30ページに移っていただきまして、基本的には評価の手順でございますけれども、消費者余剰分析という評価を使っておりまして、料金の低廉化がもたらす余剰の増加を分析しています。その結果をもとに、AHP分析ということで、下に書いてありますように、アンケート調査である程度補足的な評価を行っているということでございます。

それから、3番目にありますように、こういった消費者余剰分析で推計した関数をもとに産業連関表を用いて他産業への波及効果を算定しているというものでございます。

分析結果、31ページ目でございますけれども、消費者余剰分析の結果、消費者余剰それから他産業への波及効果というのが5,000億円以上という数字が出てきておりまして、このうち、まず携帯市場における競争政策の直接効果ということで、ナンバーポータビリティが5.6%ぐらい、MVNOが1.8%、それから端末価格と通信料金の区分の明確化の直接効果が2.4%ということで、足して、合計にありますように670億円、9.8%ということで、そんなに多くないような感じなのですが、下の表の中にありますように、競争政策0.0978というのは、これは9.78%という寄与。その下にある事業者間競争が71.2%で、事業者間競争というのがかなり効いてきているということですが、基本的には、この競争政策というのがあって事業者間競争がここまで広がっているというふうに我々としてはとらえているところでございます。

次がブロードバンド市場について同じように分析した結果でございます。ここにありますように、ADSL市場における競争政策の直接効果というのは、全体が35.6%、先ほどの9.7%とは全然大きく数字が上がっておりますのですけれども、これはADSL市場でアンバンドルルールの整備、それからコロケーションルールといったことがかなり効いてきておりまして、ここは競争政策がかなり大きな部分で効いてきた分野であるというふうにとらえております。

それから3つ目のブロードバンド市場でございます。これはFTTHでございますけれども、FTTHは基本的に9.9%、競争政策の直接効果が効いているということで、AD

S Lほど競争政策の効果が効いていないのですけれども、事業者間競争の寄与度が、下の四角の中にありますように48.83%ということで、そんなに事業者間競争が行われてないという結果が出ているものであります。そういった意味では、光については、事業者間競争というのをどう進めていくかというのが大きな課題になってくるということでございます。

最後の留意すべき点というのは、時間の関係で、割愛させていただきまして、今見ていただきましたように、2003年からこんな感じで競争評価を行ってきてはいるのですけれども、最近の市場の動向を見まして、やはり見直す時期に来ているだろうなというふうに考えております。ちょっと6ページ目を御覧いただきたいのですが、先ほど申しましたように、移動体通信領域とインターネット接続、この2つが基本的にこれから大きくなってくると思っております、このネットワークレイヤだけをとらえていくのがいいのかどうか、あるいは今、電子書籍とか動画配信も含めてコンテンツの市場の発展、それからプラットフォームということで、GoogleとかYahoo!、それからアップルのiTunesといった分野、それから端末レイヤとしては、今、スマートフォンというのが出てきていますが、またさらにiPad等のタブレットPCといったものが出てくる中で、やはり上下のレイヤを併せてとらえた市場を見ていかないと、こういうネットワークレイヤだけを見ていても、なかなかこれからの市場のトレンドとしてはとらまえないだろうというふうに考えております。そういったものを次の競争評価においてどういうふうに位置付けていくのかというのが今後の課題だと思っております、おそらく2010年には間に合わないと思いますが、これから検討しまして、2011年にはもう少し違った市場評価の在り方を見直していきたいというふうに考えております。

説明が少し長くなりましたけれども、以上でございます。

**【龍岡委員長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等がありましたらどうぞ。

**【富沢委員】** 24ページの説明で、時系列で今まで見た限りでは、ADSLなどから光へ移行する割合が低下しているということですが、消費者の間で今起きているのは地デジ対応なのです。地デジに対応せざるを得ない状況があります。そうすると、アンテナ立てるかCATVか光という選択となり、それで、地デジを視聴するために光に移行する消費者がいると思うのです。光もCATVもブロードバンドですね。そういう流れがここから見えてこないのです。通信の世界だけを見て分析しているのでしょうかけれども、実際、

消費者の現場で起きていることは、放送との関係です。それが今の競争政策の説明に出てこないで、何か少し物足りなさを感じました。

【犬童市場評価企画官】 ええ、おっしゃるとおりだと思っていて、御指摘の放送をどうするかというのを見直しの中に今度入れていかなきゃいけないと思っていて、おそらく放送というのは、上位レイヤでコンテンツとかそういったものでとらえられるのではないかと。例えば、携帯にワンセグとしてコンテンツが流れていきますので、今は電気通信という世界だけで調査をしているんですけども、おっしゃるように、放送の動向、放送に対する利用者のニーズといったものを併せて見ていかなければ、おっしゃるような御指摘のものは見えないだろうと思っております。

【富沢委員】 携帯からテレビが見れるというのはコンテンツの話であって、自宅周辺で起きているのは、レイヤの低い物理的などところで起きている問題です。もちろん携帯に放送を取り入れるというコンテンツの話も重要と思うのですが、地デジを見るための話は物理的なレイヤの話であって、その選択肢が3つしかないという問題です。

【犬童市場評価企画官】 ええ。多分、アンケート調査の中で、そういった消費、どこに重点的にあてていくかという話であれば、基本的に、今は地デジ対応といったような、本当は選択肢の項目があったほうが見えるということですね。

【富沢委員】 はい。選びようがないような感じになっているので、その辺を入れ込んでいただけたらと思います。

【犬童市場評価企画官】 そうですね、御指摘のとおりです。

【坂庭委員長代理】 僕も富沢委員と同じような感じを持ちました。KDDIの光サービスと契約しても地デジ対応のアンテナを設置するかケーブルテレビ会社と契約しないと地デジのテレビが見れない。そうすると、地デジに対応した光への移行の選択肢が決まってしまうという状況です。

【犬童市場評価企画官】 そうですね、光ファイバを利用したNTTのテレビサービス、テレビも併せてですね。

【坂庭委員長代理】 アンテナを立てずに地デジへの移行もしたいと思うと、選択肢が非常に限られてしまう。

【富沢委員】 そうするとCATVかNTTになってしまいます。

【坂庭委員長代理】 あと、よろしいですか。一番最後のほうで、競争政策の経済効果の定量分析について説明がありましたが、これはどういう計算の仕方かという数字が出

てくるのでしょうか。

【犬童市場評価企画官】 これは、消費者余剰分析の中で、どの程度競争政策と事業者間競争、それから市場環境・技術というのが寄与したかというのは、事業者に対してアンケートをとっております。30ページの②にAHP分析とあるのですが、アンケート調査が基本的には大きな分析の手法の中で占めております。そういう意味では、これが本当に正確かというところ、なかなか何とも言えないところがございます。他方、分析する手法としては、やはりアンケート調査しかなかなかとり得なかったところがあります。

【坂庭委員長代理】 もう少し科学的なやり方が何かあるのかなと思っていました。

【犬童市場評価企画官】 実はそのアンケート調査結果で、どの分野が一番重視されていると思いますかということととった結果をもとに、経済学的に定量分析をかけております。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。それではどうもありがとうございました。

ここで犬童市場評価企画官は退席していただくこととなります。ありがとうございました。

【犬童市場評価企画官】 どうもありがとうございました。

(犬童市場評価企画官退席)

## <議題(2) 第2回国際通信調停フォーラム等の報告について【公開】>

【龍岡委員長】 それでは次に、議題の2に入ります。「第2回国際通信調停フォーラム等の報告について」、淵上委員及び事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【淵上委員】 座ったままでよろしいでしょうか。

【龍岡委員長】 どうぞ。

【淵上委員】 今回の韓国の国際通信調停フォーラム第2回に参加させていただきました。韓国をはじめとする各国の電気通信と放送分野に関する紛争処理状況を勉強させていただきました。このような機会を与えていただきましたことに大変感謝しております。

簡単に私の感想を述べさせていただきますが、英国のオンブズマン制度以外は公的機関が一定の手法で紛争解決を行っているということで、さらに、消費者と事業者との間の紛争解決も対象としているということがこの委員会との違いということを理解いたしました。これについて、日本の当委員会が対象としていないことについて質問を受けたりしており

ましたけれども、これは私の感想の範囲でございますが、日本におきましては、消費者と事業者間の紛争については、国民生活センター、消費生活センターなどでの事実上の相談で解決が図られているというようなことをお話しさせていただいたりしております。また、イギリスのオンブズマン制度、先ほど申し上げましたけれども、業界団体の会費とか、あるいは費用の分担を利用者に求めているなど、日本における民間型のADRと同種の位置づけにあるということが大変興味深く思いました。

また、当委員会でも放送分野への機能拡充という話が出ておりますけれども、地上波放送の再放送同意ということが各国共通のテーマであるということも説明を受けて理解しているところでございます。

詳細は、同行された鈴木調査官から報告していただくこととなりますが、簡単ではありますが、私の感想とさせていただきます。

**【龍岡委員長】** ありがとうございます。

それでは、鈴木調査官のほうから御報告をお願いいたします。

**【鈴木紛争処理調査官】** それでは、お手元にお配りしております資料2をもちまして簡単に御説明をさせていただきます。

出張期間としては、11月3日から5日までということで、3日に韓国入りいたしまして、4日の午前中に、資料の3番のところですが、韓国放送通信委員会(KCC)を訪問いたしまして、そこでソン・ドギョン常任委員、それからパク・ドンジュ審決支援チーム長、課長級の方ですが、そのほか担当者の方も同席されておまして、会談をさせていただきました。当方は淵上委員、それから私と、大使館から菱田書記官にも参加をさせていただいております。

(5)の概要のところですが、両国の最近の紛争処理の状況とか制度の見直しの方向性について情報・意見交換を行いまして、その中で、韓国からの説明で、韓国では放送についてはKCCの中に紛争調停委員会というのがありますけれども、通信についてはそういう委員会がなくて、KCCが直接仲裁をしているというのが現状ですと。ただ、通信についてもその紛争調停を専門にやる委員会を作ろうということで、今、法改正を国会で議論しているという状況であるということでありました。

それから、韓国におきましてもケーブルテレビが地上放送を再放送することについて紛争があるという説明がありまして、具体的には、現在、地上放送事業者がケーブルテレビの事業者に対して対価を支払ってくださいということで裁判をして、第一審では対価を支



払うべきであるという判決が出たということで、今、ケーブルテレビ事業者のほうからはKCCに対して、どういうふうを考えればいいのかというスタンダードを示してほしいという要請がなされているという状況であるということでありました。

2ページ目にまいります、このケーブルテレビの再放送の関係の日本の状況を聞かせてほしいということだったのですけれども、法改正はまだ議論中ということで、これまでのところでは、日本ではケーブルテレビの地上放送の再放送に関しては、大臣裁定が幾つかなされています。ただ、その大臣裁定については再放送を認める認めないということだけについて裁定しておりまして、対価については特に考え方は示していませんということをお説明しております。それからKCCのほうからは、実務者の交流などの協力を今後継続的に行いたいというような意向が示されております。

それから4日の午後ですが、ソウルプラザホテルで第2回の国際通信調停フォーラムが行われました。プログラムは別紙ということで、この資料の6ページにつけております。5か国から発表しております。最初に、ソン・ドギョン常任委員から開会あいさつがありまして、その5か国からそれぞれの国の紛争調停の枠組みとか事例について紹介ということで、まずアメリカは、FCCの執行局の副局長が来られておりまして、FCCの紛争処理としては、まずFCC自身が検察官のような立場で紛争解決を図るやり方と、調停者の立場で紛争解決を図るやり方がある。その前者、検察官として紛争解決を図る場合については、非公式な苦情等に基づいて自ら調査を行ったりして、警告とか公表とかユーザへの返金を含む同意審決というような形で紛争を解決する。それから調停者の役割になる場合には、公式な申請を受け付けて、その申請に基づいて執行局のスタッフがあっせんをするというやり方がありますという御説明がありました。

それから日本は、私のほうから、総務省内の監督部局から独立した紛争処理委員会が、電気通信事業者間の接続等の紛争についてあっせん・仲裁をしていますということ。それから、現在、あっせん・仲裁の対象となる紛争の範囲の拡大を含む法改正案を国会に提出している状況であるということ、それから2009年度に処理した事例の概要を紹介しております。

それから英国は、淵上委員からもお話がありましたが、オンブズマンの方が参加をされておりまして、ユーザと電気通信事業者の間の紛争については、一定の要件を満たすものについて、非営利法人、OTELのオンブズマンが処理することになっておりますということで、その経費については事業者が共同で負担をする。それからオンブズマンはあっせ

んのほかに、自ら調査をして、それに基づいて一定額の支払命令を含む決定を行うことができるということでありました。

それから香港は、電気通信管理局の規制政策チーム長の方が参加しておりまして、香港では、2008年9月から今年の2月まで試行的に消費者苦情処理スキームを実施しました。その期間中にあっせん6件、裁定12件を処理したということでありまして。現在は、その試行的なスキームについての報告について、議論、協議をしているということで、今年の12月までその協議をするということになっておりまして、主な論点としては、強制力のあるスキームにするかどうか、あるいは電気通信管理局（OFTA）がどの程度運営にかかわるかというようなことが論点になっているということでありました。

それから韓国につきましては、午前中の意見交換でも同じような説明がありましたけれども、放送についてはKCC内の放送紛争調停委員会が事業者間の紛争についてあっせんしています。通信については、KCCが直接、事業者間、それから事業者とユーザの間の紛争について調停を行っていますと。放送にも仲裁制度を導入するとか、通信にも紛争調停委員会を設けるといったような通信・放送の紛争処理システムを融合させる、同じような仕組みにするということが今後の課題だという説明がございました。

それからセッションⅡのほうで、パネリスト、それから会場の参加者を含めて質疑応答がありまして、パネリストの方は、質問とコメントを織り交ぜながらお話をされていまして、3ページの下のところにはコメントの部分だけの、本当の要約をまとめておりますが、3ページ目に書いてあります4人の方、弁護士とか学識経験者の方は、紛争解決に当たっては関係する当事者が十分に意見陳述できることが必要であるとか、制度の整備だけではなくて、職員の能力向上が重要であるとか、新サービスの導入時の紛争については、単純に個別の紛争解決といった観点だけではなくて、他の事業者への影響ということを考えれば、新しい規制を作ったほうがいいという場合もあるのではないかというようなコメントがありました。

それから4ページ目にまいりまして、さらにお2人パネリストの方がおりまして、KT、これは通信事業者の方であります。それからCJメディア、これはケーブルテレビ事業者で、このお二方は事業者からの立場からのコメントということですが、ユーザからの苦情については無制限に受け付けるのではなくて、基準を設けて、例えば高額の場合についてはその苦情を言ってきた方に一部費用負担してもらおうといったやり方が考えられるんじゃないとか、紛争の内容によって求められる専門性のレベルが異なるとか、事業者の独占

のレベルに応じた紛争処理が必要ではないかというようなコメントがなされております。

質疑応答の部分で、日本に対する質問の部分だけ少しピックアップしてまとめております。日本に対しては、紛争処理委員会の機能拡大に関する法改正の議論の状況ですとか、あっせんが多い年と少ない年があるんですけども、多い年はなぜ多かったのか。あるいはあっせんの合意が履行されない場合、どういう対応があるのかといったような質問がありまして、こちらのほうからは、改正法案については、国会に提出されたところで審議はこれからなされる状況であるということ、それから、新規事業者の参入とか新規サービスの開始の際にルールがまだ整備されていないということで、紛争になることが多いといったこと。あるいはあっせんの合意が履行されない場合は、紛争処理委員会としては競争ルールの整備等について大臣に勧告することが考えられ、事業者としては、あっせん以外に強制力のあるスキームとして大臣裁定というのがあるので、そちらを申請することも可能といったような御説明をしております。

最後に、KCCの利用者保護局長によってまとめが行われて、フォーラムは終了しました。

それから4ページ目の下、5のところですが、次の日の午前中は、SKテレコムという移動通信事業者のほうに訪問させていただいて、T. umという新しい技術の展示施設を見学させていただいた後、会議室で意見交換をさせていただいております。5ページのところの(5)であります。SKテレコムは事業者として、紛争が起こったら、最終的にはKCCへの仲裁申請ということになるんですが、その仲裁申請に至らないで解決をするという努力をしているということで、そのために、場合によってはKCCに法令の有権解釈を示してもらいたいというような要請をするということもあるというようなお話、あるいは、苦情の内容は60%以上が料金関係で、これが一番多いということで、そのほかには、職員の対応がよくないですとか、契約内容の認識、私が契約したのはこういう内容じゃなかったはずだといったようなトラブルが多いということですけども、大部分は正規の仲裁とかを利用せずに当事者間で解決していますということでございました。

説明は以上でございます。

**【龍岡委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明について何か御質問等ありますでしょうか。

**【坂庭委員長代理】** 去年、龍岡先生と一緒に第1回のフォーラムに参加させていただいたのですが、韓国が国際協力を含め、情報通信分野において国際的に積極的であるとい

う印象があります。中国もそうですけれども、通信端末でいうと、韓国のサムスンなどが世界的にシェアを伸ばしております。日本の技術力は非常に高いと思いますけれども、韓国、中国の積極的な姿勢に日本の企業が押されているという印象があります。

【龍岡委員長】 いかがですか。

【鈴木紛争処理調査官】 若干、細かい説明になっていないかもしれませんが、国際的な協力については総務省の中では情報通信国際戦略局というのを新しく作って、そちらのほうで積極的に海外展開等の施策は展開しております。この紛争処理委員会としてどういう国際的な取組ができるかというところはなかなか難しい問題があって、ちょっと渇上委員のほうからもありましたけれども、ユーザのところの紛争というのはうちの委員会では取り上げていませんので、守備範囲的にいうと、少し他国と比べると狭いのかなというところがあるのと、それから、FCCやオンブズマンもそうですけれども、自ら調査権限を持って調査できるということで、正式の申請がなくても動けるようなスキームにもなっているというところもありまして、なかなかこちらの委員会と国際的に実際やる中でかみ合ってくる部分というのが限られているのかなというふうに感じております。そういううちの委員会からはみ出している部分については、総務省全体として監督部局ですとか情報通信国際戦略局のほうとかと連携をしながらやっていく内容なのかなというように思っております。今回、韓国から継続的に実務者の交流をしたいというような話も、これから少し具体化していく中では、うちの委員会だけではなくて、韓国側の関心に応じては、監督部局とか情報通信国際戦略局とかと連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

【龍岡委員長】 国によってシステム、体制、状況がみな違います。その中で、昨年参加された国では、日本のあっせん・仲裁、こういった紛争処理委員会のやっていることに対する関心はかなり強かったように思うし、それぞれ情報を交換しながらお互いに協力していこうという意識はかなり強かったように思います。今、お話があったように、確かにこの委員会だけで対応するのは難しいとしても、総務省全体ですとか広い組織において対処することができるのであれば、例えば日本がある程度中心になってそういうことを進めていくというのものもあるのかなと思います。ただ、いろいろお話を聞いて参考になることは多々あったと思うのですが、日本の実情とかシステムにどれぐらい取り入れられるかというのはかなり限定的かなという感じはしました。

そういう話は事務局あるいは総合通信基盤局その他、総務省の中でもある程度話は進め

られているのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 諸外国からいろいろな提案があれば、うちで受けられる部分はうちで当然処理しますし、ほかの部局とも連携をしますし、総務省が主催するということであれば、うちの委員会だけでやるというと、他の国との関係で言うところ範囲が狭くなってしまうので、監督部局、情報通信国際戦略局と一緒にあって、もう少し広いテーマで諸外国を巻き込んでいくというやり方を工夫していく必要があるのかなというように考えております。

【龍岡委員長】 そういう話がある程度出てはいるわけですね。

【鈴木紛争処理調査官】 はい。

【龍岡委員長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移りたいと思います。

### ＜議題（３）その他【公開】＞

【龍岡委員長】 次に議題の３に入りますが、その他について、事務局から説明をお願いします。

【濱崎上席調査専門官】 次回の会議の日程につきましては、別途、調整の上、御案内させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

【龍岡委員長】 それでは、この機会に何かそのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして公開の会議は終了とさせていただきます。

### ＜議題（４）関西ブロードバンド株式会社からのあっせん申請事件に係る西日本電信電話株式会社からの報告について【非公開】＞

※この部分については、非公開にて開催した。

－以上－